

# 島根県に入猟しようとする者の狩猟者登録取り扱い要領（令和5年度）

他の都道府県から島根県内に入猟しようとする者の狩猟者登録の取り扱いは次のとおりとする。

## 1 狩猟者登録申請書等の送付先

### (1) 都道府県猟友会にて一括で申請する場合

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館4階

一般社団法人島根県猟友会事務局

電話:0852-22-4129 FAX:0852-61-4129

### (2) 猟友会を通して一括申請することが困難な場合

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室

電話:0852-22-5335 FAX:0852-22-6043

## 2 提出書類等

### (1) 狩猟者登録申請書 ..... 1部

※A3判2ページあります。必ず短辺とじのA3両面で印刷をしてください。

### (2) 次の①～③のうち、いずれかの書類 ..... 1部

① 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状

② 一般社団法人都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面

③ 狩猟免状原本とその写し（確認後、原本は返却します）

### (3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被共済者であることの証明書

（狩猟事故共済保険契約者証）、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 ..... 1部

### (4) 写真〔(縦3.0cm×横2.4cm)、最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、

無背景で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの〕 ..... 2枚

※狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。

## 3 狩猟税の減免措置を受ける場合

### (1) 登録申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項に基づき、鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲等）に係る許可証または従事者証を受け、実際に捕獲活動を行った場合、狩猟税額が1/2になります。

※島根県内で実施した捕獲活動に限る。

なお、申請には以下の書類が必要です。

① 「許可証の写しまたはこれに準ずる書面」または「従事者証の写しまたはこれに準ずる書面」 ..... 1部

② 「捕獲等の結果を示す書面」 ..... 1部

### (2) 対象鳥獣捕獲員に該当する場合、狩猟税が免除されます。

※島根県内の市町村長が発行したものに限る。

なお、申請には以下の書類が必要です。

① 市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」 ..... 1部

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に該当する場合、狩猟税が免除されます。

※ 島根県内において実施された捕獲事業に限る。

なお、申請には以下の書類が必要です。

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている「認定証の写し」 ..... 1部
- ② 「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書」 ..... 1部
- ③ 「認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類  
(事業の委託契約書の写し等)」 ..... 1部
- ④ 上記事業に従事した際の「従事者証の写し」 ..... 1部

#### 4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

##### (1) 狩猟税額一覧

ア	網猟免許及びわな猟免許 ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	8, 200円 5, 500円
イ	第1種銃猟免許 ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	16, 500円 11, 000円
ウ	第2種銃猟免許	5, 500円

(2) 狩猟者登録手数料 ..... 1, 800円

(3) 郵送料は不要とするが、狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等の送付は、宅配便扱いとし、料金着払いとする。

#### 5 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料の納付は銀行振り込みのみとする。

山陰合同銀行（金融機関コード0167）  
北支店（店番002）  
普通預金 口座番号 3759457  
名義 一般社団法人 島根県猟友会

#### 6 受付期間

申請書の受付は、令和5年9月15日(金)から開始する。ただし、10月13日(金)までに申請書が到着しないときは、11月1日までに登録証の交付ができないことがある。

## 7 その他

- (1) 申請手続は原則**都道府県獣友会単位**で一括申請することとし、別紙様式（登録申請書送付書）を添付すること。**獣友会を通じて申請することが困難な場合には島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室（0852-22-5335）へ連絡の上、上記1（2）へ申請すること。**
- (2) 申請書の審査は、相当の期間を要するとともに、申請書の受付順で行うため、狩猟者登録証の当日交付は行わない。
- (3) 申請書の不備（必要事項の記入もれ等）のあるものは受理せず、当該申請書を送料着払いにて返送する場合があるので、十分留意して提出すること。
- (4) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入すること。